



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成31年3月29日(金) 号外(第11号)

目次

ページ

規則

- 群馬県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則(廃棄物・リサイクル課) 2
- 群馬県財務規則の一部を改正する規則(会計課) 8

告示

- 公印の新調等(総務事務センター) 11

訓令

- 群馬県副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令(総務課) 13
- 群馬県処務規程の一部を改正する訓令(人事課) 13
- 群馬県文書管理規程の一部を改正する訓令(総務事務センター) 13

公告

- 群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程の一部を改正する規程(廃棄物・リサイクル課) 14

■規則

群馬県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第二十四号

群馬県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

群馬県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成五年群馬県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「毎年」を「平成三十年以降五年ごとに、その年の」に改める。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

別表中「環境森林事務所」を「森林環境事務所」に、「環境森林部」を「森林環境部環境局」に改める。

別記様式第四十号及び別記様式第四十一号を次のように改める。









(別紙)

産業廃棄物の処理施設における処分実績報告書 ( 年度)

産業廃棄物処理施設の種類	産業廃棄物の種類ごとの年間処分量					処分により生じた産業廃棄物について			
	※	※	※	※	※	種類	量	単位	処分方法
合計									

備考

- 1 処分した産業廃棄物の種類を※欄に記入し、それぞれの種類ごとに年間処分量及び単位を記入すること。
- 2 処分により産業廃棄物が生じた場合は、その種類、発生量、単位及び処分方法について記入すること。
- 3 産業廃棄物の種類ごとの年間処分量及び処分により生じた産業廃棄物についての量は、必ずt(トン)又はm<sup>3</sup>(立方メートル)に換算して記入すること。

- 附則
- この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
  - この規則による改正前の別記様式第四十号及び別記様式第四十一号の規定により作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

群馬県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成三十一年三月二十九日

群馬県知事 大澤 正 明

群馬県規則第二十五号

群馬県財務規則の一部を改正する規則

群馬県財務規則(平成三年群馬県規則第十八号)の一部を次のように改正する。  
 第三条第一項の表中「環境森林事務所長、環境事務所長、森林事務所長」を「森林環境事務所長、森林事務所長、環境事務所長」に改める。  
 第四条第二項並びに第二十六条第五項及び第六項中「環境森林事務所」を「森林環境事務所」に改める。  
 第七十一条の二第一項後段を削る。  
 第二百十八条第一項中「共用」の下に「(物品をその用途に応じて県において使用させることをいう。以下同じ。)」を加える。  
 第二百二十二条第二項中「供用させた」を「供用した」に、「供用の状況を明らかにしておかなければ」を「当該職員を登録しなければ」に、「が供用する備品については、その使用責任者を定める」を「供用した備品については、これらの職員のうちの上席の職員を登録する」に改める。  
 第二百三十一条に次のただし書を加える。  
 ただし、会計管理者が別に定める所属について、当該所属の物品管理者が会計管理者の承認を得たときは、この限りでない。  
 第二百三十三条の見出し中「債権」を「未調定債権」に改め、同条中「債権管理簿」を「未調定債権管理簿」に改める。  
 第二百四十五条第二項及び第二百四十七条中「債権管理簿」を「未調定債権管理簿」に改める。  
 第二百五十六条第一号及び第二百五十七条第一号中「支出明細書」を「支払データ一覧」に改める。  
 別表第一総務部の項中「群馬県消防学校」を「群馬県消防学校 群馬県防災航空センター」に改め、同表環境森林部の項中「環境森林部」を「森林環境部」に、「群馬県西部環境森林事務所」を「群馬県西部森林環境事務所」に、「群馬県吾妻環境森林事務所」を「群馬県吾妻森林環境事務所」に、「群馬県利根沼田森林事務所」を「群馬県利根沼田森林環境事務所」に改める。  
 別表第一の二第一号の表注三中「適用せず、」の下に「財政課長に合議することとし、五百万円以上については」を加え、同表注三の次に次のように加える。

四 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五条の三第一項及び第六項、第五条の四第一項並びに第三十三条の八第一項に基づく総務大臣に対する協議、届出及び許可のあった地方債の借入れに係る契約に関する意思の決定については、この表の区分を適用せず課長専決とするものとする。  
 別表第一の二第二号の表注五中「車両」の下に「(予算編成において財政課長へ詳細な仕様について個別協議をして予算に計上した公用車を除く。)」を加える。  
 別表第一の三注二中「並びに」の下に「審査課長、」を加える。  
 別表第一の四注三の次に次のように加える。  
 四 委託料のうち建設工事費又は工事請負費に相当する負担金に係る概算払の意思の決定については、この表の合議区分は適用せず、財政課長への合議は不要とする。  
 別表第二地域機関等の項中

群馬県消防学校	教務係長	を
群馬県消防学校	教務係長	を
群馬県防災航空センター	防災航空隊係長	に、「環

境森林部」を「森林環境部」に、「環境森林事務所」を「森林環境事務所」に、環境事務所 総務環境係長 を 森林事務所 総務森林係長

森林事務所	総務森林係長	に改める。
環境事務所	総務環境係長	を

別表第三学事法制課の項中「法制係長」を「法制第一係長」に改める。  
 別表第六第六十五号の項及び第六十六号の項を次のように改める。

第六十五号	支出額日計表	第七十一条の二第一項
第六十六号	削除	削除

別表第六第六十七号の項中「債権管理簿」を「未調定債権管理簿」に改める。  
 別記様式第六十六号を次のように改める。  
 別記様式第六十三号を次のように改める。





別記様式第一百七十四号中「債権管理簿」を「未調定債権管理簿」と改める。

「5 違反した法令及び条項

別記様式第二百二号中「5 事故発見の契機」を

に

「6」を「7」に、「7」を「8」に、「8」を「9」と改める。 6 事故発見の契機

附則

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県財務規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

■ 告 示

◎群馬県告示第93号

公印を次のとおり新調し、廃止する。

平成31年3月29日

群馬県知事 大澤 正 明

1 新調する公印

(1) 名称及び印影

ア 群馬県知事印(森林環境部専用)



イ 群馬県知事印(森林環境事務所専用)



(2) 使用開始年月日 平成31年4月1日

2 廃止する公印

(1) 名称及び印影

ア 群馬県知事印(環境森林部専用)



イ 群馬県知事印(環境森林事務所専用)



(2) 使用廃止年月日 平成31年4月1日

3 新調及び廃止の理由 組織改正による部及び事務所の名称変更のため

訓令

群馬県訓令甲第六号

群馬県副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成三十一年三月二十九日
群馬県知事 大澤 正明
群馬県副知事の担当事務に関する規程(平成十九年群馬県訓令甲第十二号)の一部を次のように改正する。

群馬県副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令

第一条第一項の表副知事反町敦の担当事務の項第三号及び副知事荻澤滋の担当事務の項第三号中「環境森林部」を「森林環境部」に改める。

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

群馬県 庁
地域機関
専門機関

群馬県訓令甲第七号

群馬県処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成三十一年三月二十九日

群馬県処務規程の一部を改正する訓令

群馬県処務規程(昭和三十九年群馬県訓令甲第八号)の一部を次のように改正する。別表第一環境事務所、環境森林事務所及び森林事務所(西部環境森林事務所を除く。)の項中「環境事務所、環境森林事務所及び森林事務所(西部環境森林事務所を除く。)」を「森林環境事務所(西部森林環境事務所を除く。)、森林事務所及び環境事務所」に改め、同表西部環境森林事務所の項中「西部環境森林事務所」を「西部森林環境事務所」に改め、同表消防学校の項の次に次のように加える。

防災航空センター

主務係長

附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

群馬県訓令甲第八号

群馬県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成三十一年三月二十九日

群馬県文書管理規程の一部を改正する訓令

群馬県文書管理規程(昭和六十一年群馬県訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「規定する」の下に「スポーツ局、環境局、」を加える。
第八条第二項第四号中「コンベンション推進局長」を「スポーツ局長宛てのものはスポーツ振興課、環境局長宛てのものは環境政策課、コンベンション推進局長」に改める。

別表第一の1の表企画部の項中「国際無形文化遺産」を「多文化共生推進課」に、「国際」を「外」に改め、別表第一の1の表生活文化スポーツ部の項中

消費生活課 生涯生活課
人権男女・多文化共生課 生涯
生涯生活課 生涯
森林部の項を次のように改める。

Table with 3 columns: 森林環境部, 林政課, 林業振興課. Rows include 森林保全課, 緑化推進課, 環境政策課, 環境保全課, 廃棄物・リサイクル課.

別表第一の2の表総務部の項中

Table with 2 columns: 消防学校, 消防航空センター. Rows include 消防学校, 消防航空センター.

群馬県 庁
地域機関
専門機関

「 森林館の項中「環境森林部」を「森林環境部」に、「西部環境森林事務所」を「西部森林環境事務所」に、「西環森」を「西森環」に、「吾妻環境森林事務所」を「吾妻森林環境事務所」に、「吾環森」を「吾森環」に、「利根沼田環境森林事務所」を「利根沼田森林環境事務所」に、「利環森」を「利森環」に改め、別表第一の2の表産業経済館の項中

「 大阪事務所  
名古屋事務所」を  
「 大阪事務所  
名古屋事務所」に改める。

附 則  
この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

■ 公 告

群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

群馬県知事 大 澤 正 明

群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程の一部を改正する規程

群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程（平成十一年九月二十八日制定）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第四号中「農村地域工業等導入促進法」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に、「第五条第三項第一号」を「第五条第二項第一号」に、「工業等導入地区」を「産業導入地区」に改める。

第三十四条第一項中「環境森林事務所」を「森林環境事務所」に改める。

附 則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---